

令和5年度
第818回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第818回 三島市農業委員会総会議事

- 1 開催日時 令和5年9月11日（月） 午後3時～午後5時
- 2 開催場所 三島市役所 大社町別館1階 防災研修室
- 3 出席委員 農業委員 : 14名
農地利用最適化推進委員 : 11名
会長 1番 高橋 徹司（議長）
農業委員 2番 小川 佳彦 3番 佐藤 操
4番 細井 憲子 5番 下里 勝
6番 麻里 均 7番 内藤 尚子
8番 望月 正己 9番 山本 一喜
10番 増島 高宏 11番 榊 克裕
12番 杉本 光信 13番 鈴木 博嗣
14番 梶 公彦
農地利用最適化推進委員 15番 遠藤 康之 16番 岩井 直
17番 鈴木 和彦 18番 渡邊 毅
19番 今井 洋平 20番 増田 順治
21番 石渡 洋一 22番 渡邊 孝
23番 小池 満 24番 松金 秀二
25番 塩田 章
- 4 欠席委員
農業委員 なし
農地利用最適化推進委員 なし
- 5 議事日程 議案第1号 農地法第3条許可
議案第2号 農地法第5条許可
議案第3号 租税特別措置法適格者証明
議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2
報告第1号 農地法第5条届出
報告第2号 農地法第18条通知
- 6 農業委員会事務局職員 局長 小林 和弘
副主任 西山 洋平
主査 森田 将之

7 会議の概要

【事務局長】 これより三島市農業委員会定期総会を開会します。
はじめに高橋会長よりご挨拶をいただきます。

(高橋会長挨拶)

【事務局長】 ありがとうございました。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。
三島市農業委員会総会会議規則第6条第1項により総会の開会は、会長が宣告することとなっております。
会長、よろしく申し上げます。

【会 長】 これより第818回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、
総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。
本日の出席者数は、農業委員が14名、欠席はありません。
農地利用最適化推進委員につきましても、11名全員に出席いただいております。

【会 長】 只今事務局より出欠の報告がありました。
本日出席の農業委員は14名中14名であり、定数の過半数に達しているため
本会議は成立いたしました。
それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に
6番 麻里 均（あさり ひとし） 委員
7番 内藤 尚子（ないとう なおこ） 委員
を指名いたしますがご異議はございませんか。

(異議なしの声)

【会 長】 それでは、議題に入ります。

【会 長】 議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について、佐藤委員より説明願います。

【佐藤委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事 務 局】 本件は事業拡大のための農地の取得です。従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会 長】 続きまして、議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番についてですが、本件は現職農業委員である望月正己委員にかかる審議となるため、望月委員には審議終了までご退室いただきます。

(望月委員退室)

【会 長】 本件の申請地は望月委員の担当地区になりますので、望月委員に代わり、同じ中郷地区を担当する増島委員より概要を説明願います。

【増島委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事 務 局】 本件は事業拡大のための農地の取得です。受人の農作業歴は50年であり、従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。
望月委員は入室してください。

【会 長】 続きまして、議案第1号農地法第3条許可、申請番号3番について、望月委員より説明願います。

【望月委員】 （議案第1号農地法第3条許可、申請番号3番について説明）

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事 務 局】 本件は事業拡大のための農地の取得です。従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会 長】 続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について、杉本委員より説明願います。

【杉本委員】 （議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について説明）

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、第2種農地を店舗専用駐車場に転用するものです。事業計画、資金計画、排水計画等に疑義はなく、許可相当と考えられます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会 長】 続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について、
榊委員より説明願います。

【榊 委 員】 （議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について説明）

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、第3種農地を通路敷に転用するものです。事業計画、資金計
画、排水計画等に疑義はなく、許可相当と考えられます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会 長】 続きますして、議案第3号租税特別措置法適格者証明について事務局より説明します。

【事 務 局】 （議案第3号租税特別措置法適格者証明について説明）

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、証明を許可いたします。

【会 長】 続きますして、議案4号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明します。

【事 務 局】 （議案第4号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について説明）

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会 長】 続きますして、報告第1号農地法第5条届出、申請番号1番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第1号農地法第5条届出、申請番号1番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。
続きますして、報告第1号農地法第5条届出、申請番号2番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第1号農地法第5条届出、申請番号2番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。

【会 長】 続きまして、報告第3号農地法第18条通知について事務局より報告
します。

【事 務 局】 （報告第3号、農地法第18条通知について報告）

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（質問等）

【会 長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

（異議無しの声）

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。
以上で本日予定されていた議案は全て終了いたしました。
これにて第818回三島市農業委員会総会を閉会いたします。